

4医国第311193号
令和4年12月1日

一般社団法人香川県歯科技工士会長 様

香川県健康福祉部医務国保課長

業務従事者届について（依頼）

本県の医療行政につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士、歯科技工士は、2年ごとに12月31日現在における氏名、住所等を就業地の都道府県知事に届け出ることが法律で義務付けられており、本年がその年に当たります。

従来は紙媒体による届出のみでしたが、令和4年より厚生労働省の「医療従事者届出システム」によるオンラインでの届出が可能となります。原則としてオンラインで届出していただくこととなりますが、オンラインでの届出が困難な場合は、従来どおり紙媒体による届出となります。

つきましては、令和4年業務従事者届を下記のとおり実施しますので、届出が円滑に行われるよう、御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 届出の対象

業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士、歯科技工士の方

2 届出方法

オンラインによる届出
厚生労働省の「医療従事者届出システム」によるオンラインでの届出となります。

【医療従事者届出システム（厚生労働省ホームページ内）】

<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

※システムは令和4年12月17日（土曜日）より稼働予定です。

操作マニュアル、よくある質問、ヘルプデスク（システムに対する画面操作や機能についての問い合わせ先）についても、下記ホームページに掲載されております。

【操作マニュアル】

<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/download.html>

【よくある質問について】 <https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/faq.html>

【ヘルプデスク】

<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/contact.html>

オンラインによる届出が困難な場合は従来どおり紙媒体による届出となります。

紙媒体の届出票については、香川県ホームページより届出票をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、就業地を所管する保健所に提出いただくこととなります。

【香川県ホームページ】

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20221201sansitodoke.html>

3 届出期日

令和5年1月16日（月曜日）まで

〈担当〉

【保健師・助産師・看護師・准看護師の届出に関すること】

医務国保課 医療人材グループ 藤田

電話：087-832-3255

【歯科衛生士・歯科技工士の届出に関すること】

医務国保課 総務・医事グループ 湊川

電話：087-832-3320